

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名	(く) 公開しないこととした部分	(け) 公開しないこととした理由 または却下する理由	(こ) 審査請求日	(さ) 審査請求人の主張	
											(し) 実施機関の主張	
1	平成28年度 諮問受理第40号	平成29年3月 10日付け大北 福第999号	平成29年1月16日	身体障害者手帳交付申請に係り不服申立あったものについて、不服申立受付から決定書送付までのすべての決裁・供覧文書。ただしH20～25年度に不服申立を受け付けたものについて(全障害分)北区分のみ。	北区役所福祉課(一般福祉・子育て支援担当)	平成29年1月30日付け大北福第774号による部分公開決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年1月14日付け異議申立についての審査依頼にかかる決裁文書</li> <li>平成23年1月14日付け異議申立についての決定書にかかる決裁文書</li> <li>平成23年11月24日付け異議申立についての決定書にかかる決裁文書</li> <li>平成24年7月27日付け異議申立についての決定書にかかる決裁文書</li> <li>平成26年2月17日付け異議申立についての審査依頼にかかる決裁文書</li> <li>平成26年2月17日付け異議申立についての決定書にかかる決裁文書</li> </ul>	個人の氏名、生年月日、性別、年齢、住所、印影、連絡先、障がい名、障がいの種類等診断書の内容に関する事項、障がいの種類を類推できる事項、病院又は診療所の名称、所在地、医師氏名	大阪市情報公開条例第7条第1号に該当(説明)上記の情報は個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。	平成29年2月14日	公開請求に対して、求めた年度分や文書がなくそれに対する公開又は非公開決定通知書も送付されていない。同じことが繰り返されており、公開制度に違反した悪質な対応である。	(1)審査請求人が、審査請求書において述べている不服の内容は、本件文書において非公開とした部分の公開を求めるものではなく、請求した文書の全てが特定されていないこと並びに本件請求の内対象文書が存在しない年度及び供覧文書について不存在による非公開決定が行われていないことについてであることから、以下この点に絞って説明する。 (2)請求した文書の全てが特定されていないとの不服について平成20年度及び平成21年度は身体障がい者手帳交付申請に係る異議申立てを受付けておらず、また、身体障がい者手帳交付申請に係る異議申立ての受付から決定書を送付するまでに供覧文書を作成しておらず、処分庁は本件請求に係る全ての公文書を特定している。 (3)不存在による非公開決定が行われていないとの不服について処分庁は本件決定において本件請求に係るすべての対象文書を特定したものであり、本件決定書に記載された文書以外の公文書は存在しないこと前提として、本件文書以外の文書を公開しない旨の処分も含まれているものである。
2	平成29年度 諮問受理第24号	平成30年2月 21日付け大北 福第1155号	平成29年12月5日	北区職員の市内出張にかかる復命・報告とその決裁供覧文書。ただし、課ごとに各年度末に近いもの2件について。	北区役所福祉課(一般福祉・子育て支援担当)	平成30年1月18日付け大北福第1002号による部分公開決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度</li> <li>平成27年12月24日開催の「高齢福祉業務(包括支援事業等)担当者会」に係る復命書</li> <li>平成28年3月25日開催の「平成28年度地域包括支援センター及び総合相談窓口(ランチ)事業説明会」に係る復命書</li> <li>平成28年度</li> <li>平成29年2月22日開催の「高齢福祉業務(包括的支援事業等)担当者会」に係る復命書</li> <li>平成29年3月28日開催の「地域包括支援センター及び総合相談窓口(ランチ)事業説明会」に係る復命書</li> <li>平成29年度</li> <li>平成29年11月10日開催の「大阪市生活支援体制整備事業研修会」に係る復命書</li> <li>平成29年11月28日開催の「平成29年度障がい者虐待対応研修」に係る復命書</li> </ul>	個人の氏名	大阪市情報公開条例第7条第1号に該当(説明)上記の情報は個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。	平成30年1月23日	北区の全課についての決定を求める。北区の全課について、公開請求したが福祉課、健康課のみ決定を行っている。	(1)審査請求人が、審査請求書において述べている不服の内容は、本件各文書において公開しないこととした部分の公開を求めるものではなく、北区役所の福祉課及び健康課以外の課が本件請求に係る決定を行っていないことについてであることから、以下この点に絞って説明する。 (2)審査請求の趣旨について審査請求人に確認したところ、本件請求は課ごとの決定を求めているにもかかわらず、北区役所福祉課及び健康課以外の決定が行われていないため、北区役所の他の全ての課の決定を求めるとのことであった。実施機関が、他の課には本件請求に係る文書は存在しないと説明したところ、不存在による非公開決定を求めるとのことであった。 (3)本件各決定は、北区役所が保有する本件請求書に係る公文書をすべて探索し、福祉課及び健康課のみが当該文書を保有していたため行ったものである。実施機関は本件請求に係るすべての対象文書を特定しており、本件各決定は、本件各決定書に記載された文書以外の公文書は存在しないことを前提として、本件各文書以外の文書を公開しない旨の処分も含まれているものである。
3	平成29年度 諮問受理第25号	平成30年2月 21日付け大北 健第229号	平成29年12月5日	北区職員の市内出張にかかる復命・報告とその決裁供覧文書。ただし、課ごとに各年度末に近いもの2件について。	北区役所健康課(健康づくり)	平成30年1月18日付け大北健第207号による部分公開決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度</li> <li>平成26年8月6日開催の「平成26年度ひきこもり相談窓口事業研修会」に係る復命書</li> <li>平成27年3月16日開催の「平成26年度薬物依存症ケア強化事業(広げよう薬物依存者支援)」に係る復命書</li> <li>平成27年度</li> <li>平成28年1月29日開催の「平成27年度精神保健福祉関係職員全体研」に係る復命書</li> <li>平成28年3月2日開催の「大阪府における(妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン)研修」に係る復命書</li> <li>平成28年度</li> <li>平成28年6月15日、平成28年9月2日、平成29年1月18日開催の「難病・小児慢性特定疾病等保健師研修(基礎編)プログラム」に係る復命書</li> <li>平成29年1月31日開催の「精神保健福祉関係職員(全体研修)」に係る復命書</li> <li>平成29年度</li> <li>平成29年6月21日、平成29年6月22日開催の「平成29年度感染症対策にかかる保健師研修応用編」に係る復命書</li> <li>平成29年11月10日開催の「精神保健福祉関係職員グループ別研修(北・西グループ)」に係る復命書</li> </ul>	個人の氏名	大阪市情報公開条例第7条第1号に該当(説明)上記の情報は個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。	平成30年1月23日	北区の全課についての決定を求める。北区の全課について、公開請求したが福祉課、健康課のみ決定を行っている。	(1)審査請求人が、審査請求書において述べている不服の内容は、本件各文書において公開しないこととした部分の公開を求めるものではなく、北区役所の福祉課及び健康課以外の課が本件請求に係る決定を行っていないことについてであることから、以下この点に絞って説明する。 (2)審査請求の趣旨について審査請求人に確認したところ、本件請求は課ごとの決定を求めているにもかかわらず、北区役所福祉課及び健康課以外の決定が行われていないため、北区役所の他の全ての課の決定を求めるとのことであった。実施機関が、他の課には本件請求に係る文書は存在しないと説明したところ、不存在による非公開決定を求めるとのことであった。 (3)本件各決定は、北区役所が保有する本件請求書に係る公文書をすべて探索し、福祉課及び健康課のみが当該文書を保有していたため行ったものである。実施機関は本件請求に係るすべての対象文書を特定しており、本件各決定は、本件各決定書に記載された文書以外の公文書は存在しないことを前提として、本件各文書以外の文書を公開しない旨の処分も含まれているものである。
4	平成29年度 諮問受理第2号	平成29年5月 24日付け大北 福第240号	平成29年3月28日	北区福祉課が保有する文書。ただし、H23年度作成の中島課長担当業務に関する保存年限5年のもの。	北区役所福祉課(一般福祉・子育て支援担当)	平成29年4月21日付け大北福第122号による公開請求却下決定			公開請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成29年4月7日付けで大阪市情報公開条例第6条第2項に基づき補正を求めたところ、同月18日付けで補正依頼に対する回答書の提出があったが、当該回答内容では、公開請求に係る公文書を特定できないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため。	平成29年4月24日	却下する理由に「...公文書を特定できない...」とあるが専決規定等で担当する業務は限定・特定されており、かつ「決裁しているもの」であり、公文書を明確に特定できる内容である。北区の不正事務処理に係り、これまでも、決定書の公印審査は「1年保存の文書番号整理簿で行っていたため確認できる文書はない」など根拠のない理由で文書(証拠)隠滅しており、今回も不正な理由で文書(証拠)隠滅するものである。	実施機関は、公文書の特定が不十分であることから、補正依頼を行った。その際、請求者に対し補正の具体例として「身体障がい者手帳交付申請にかかり不服申立のあった案件について、不服申立受付から決定書送付までの決裁文書。ただし、北区役所福祉課が平成23年度中に作成したもの。」という項目を示して補正の参考となる情報提供を行っている。これに対し審査請求人は請求内容を補正しているが、実施機関は、公文書の範囲は形式的、外形的には一応明確であるものの、保有する公文書の量等に照らして、公文書の公開請求権制度上は、特定が不十分であると考えられることから、補正後の請求内容でもなお、公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより公文書を特定することができるに足る事項が記載されているとは言えず、公開請求に係る公文書を特定できないと判断したため本件決定を行ったものである。

(注) 1 (え)欄及び(け)欄については、原則として審査請求人の記載のとおりとしている。  
2 (お)欄については、(か)欄に記載の決定時点における担当名としている。